



許可番号 03810018232

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県四国中央市川之江町2529番地の199
氏名 丸善商事株式会社
代表取締役 石川 義浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日

令和 3年 7月 30日

許可の有効年月日

令和 8年 4月 27日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え又は保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 愛媛県四国中央市川之江町4181番6

(面積)

①26㎡、②26㎡、③25.35㎡、④39.53㎡、⑤40.20㎡、

⑥25.89㎡、⑦12.35㎡、⑧12.35㎡、

④・⑦・⑧ (水銀使用製品産業廃棄物) 2㎡

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、⑤紙くず、⑥木くず、⑦金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、⑧「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

以上8種類

(積替えのための保管上限)

①5.02㎡、②5.02㎡、③2.71㎡、④39.88㎡、

⑤46.51㎡、⑥9.66㎡、⑦4.95㎡、⑧1.32㎡、

④・⑦・⑧ (水銀使用製品産業廃棄物) 1.40㎡

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可

平成18年 4月 28日

○更新許可

平成23年 5月 6日

(裏面へ続く)

(裏面)

| | |
|-------------------|-------------|
| ○代表者変更(旧:石川 太一郎) | 平成25年 6月 1日 |
| ○更新許可 | 平成28年 5月23日 |
| ○変更許可(積替え保管行為の追加) | 平成30年 5月28日 |
| ○変更許可 | 令和 3年 7月30日 |

(廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)) 金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
「ガラスくず、
コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)& 及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)以上3品目
の追加及び積替え保管を行う産業廃棄物の追加)

○更新許可 令和 3年 7月30日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無